

平成 26 年 12 月 3 日

日本学術会議が「福島原発事故による長期避難者の 暮らしと住まいの再建に関する提言」を発信！

東日本大震災から 3 年半（発表時）が経過しましたが、被災者の多くは、今なお見通しの立たない避難生活の中で生活再建を展望できずにいます。

災害時においても個人としての尊厳が保たれ、国民の 1 人としてあらゆる市民的諸権利が他の国民と同等に保障されなければなりません。

このたび、オール福島大学で構成された小委員会が原子力発電所事故による避難者の暮らしと住まいの再建を見通し、個人の自主的な選択を尊重する「複線型復興」を提案する立場から、各種の制度・施策の改善・創設に関わる提言を日本学術会議から発信しました。

< 経緯 >

この提言は日本学術会議東日本大震災復興支援委員会福島復興支援分科会が被災者生活再建小委員会の審議を反映してとりまとめ、公表しました。（平成 26 年 9 月 30 日発表）。

< 委員構成 > オール福島大学です！

➤ 委員会名

日本学術会議 東日本大震災復興支援委員会 福島復興支援分科会
被災者生活再建小委員会

➤ 委員

委員長	千葉悦子	福島大学	副学長(研究担当)・行政政策学類教授
	山川充夫	帝京大学	経済学部教授（福島大学名誉教授）
	小山良太	福島大学	経済経営学類教授
	丹波史紀	福島大学	行政政策学類准教授
	今井 照	福島大学	行政政策学類教授
	中井勝己	福島大学	学長

本提言及び参考資料の作成に当たり、以下の方々に御協力頂いた。

塩谷弘康 福島大学行政政策学類教授

清水晶紀 福島大学行政政策学類准教授

石井秀樹 福島大学うつくしまふくしま未来支援センター

小松知未 福島大学うつくしまふくしま未来支援センター

< 提言の概要 >

- 1．早急に個人や家族の生活再建を図るために基金立て替え方式による賠償を進めること。
- 2．帰還する住民への支援を具体化すること。
- 3．帰還を当面選択しない避難者も公平に取り扱いすること。
- 4．長期避難者の住民としての市民権を保障すること。
- 5．自治体間の広域連携を推進すること。
- 6．現行法制の不備を検証し改善する場を設定すること。

(お問い合わせ先)

副学長 (研究担当) ・ 行政政策学類教授

千葉悦子 電話：024-548-8287